

日一十二月三年四十正大

# 報情外内

號五十三百第

<b>目次</b>	
<b>支那</b>	<b>馬來半島</b>
□ 情報 南法々典草案……………一 孫吳近事補錄……………二 廣東省東江戰局近勢……………二 廣西省の最近形勢……………三 雲貴近情……………三 北京工場調査報告(四)……………三 佛領印度支那……………三 佛領印度支那に於ける鑛業(二)……………三 佛・蘭合辦砂糖栽培事業……………四	(非賣品) 禁轉載 生産制限第三年第一期英領馬來護 輸出高……………三 馬來聯邦州護謨研究所後報……………四 其他 英領北ボルネオの産業(五)……………四 タンジョン・プリアに於ける錫鑛 事業計畫……………五 日本對各國別權種類輸入額表……………(表五) 日本對各國別權種類輸入率表……………(表六)

課查調房官督總灣臺

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
21

情報

支那

商法々典草案

修訂法律館顧問 愛斯加拉編

第一編 第一章法 例

第一條 私定の契約或は公然確認されたる習慣に非らざれば本法を適用す

但私定の契約及習慣は公共の安寧に反せざる規則を以て限度となす

第二條 本法に規定無きものは民法を適用す

第三條 道路上に於て物品を賣買する商人、手工範圍内の加工製造人及商業を以て平常の職業

と爲さるる者には本法の規定を適用せず

第四條 前條の解釋は司法裁判所の職權に屬し大理院之を監督す

第二章 商 行 爲

第五條 法律上商行爲と認むものは下記の如し

第三百三十五號

日本對各國別機械類輸入額表 (單位千圓)

年次	英吉利	亞米利加	獨逸	其他諸國	計
一九〇〇年	八八〇,一三三	三,七九,五五七	一,七〇,一〇三	一,九四,四三三	三,八〇〇,一六六
一九〇一年	一,一五五,七九六	三,七九,〇〇〇	三,四四,三九七	四,〇八,六八八	一,九〇六,八八〇
一九〇二年	一,三〇六,一〇〇	四,五八,八八二	五,四三,八二五	五,三三,二六〇	三,〇〇六,〇九二
一九〇三年	一,一三三,四四七	五,二六,三三三	七,二六,九四四	二,八八,五七七	三,九四九,四四七
一九〇四年	一,三五六,七八	三,五〇,九七七	四,〇〇,〇〇〇	六,六八,〇五	三,四四四,〇七
一九〇五年	四,三三,七三三	二,三六,八八八	三,九〇,〇〇〇	五,六八,三〇	七,八九,六八二
一九〇六年	四,六六,一三三	三,七九,五五七	五,八二,〇七	一,五二,七九〇	一,四九九,九四四
一九〇七年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	三,五九,一〇	一,七〇,一〇三
一九〇八年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九〇九年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一〇年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一一年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一二年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一三年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一四年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一五年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一六年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一七年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一八年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九一九年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九二〇年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九二一年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九二二年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三
一九二三年	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三	一〇,五九,一〇	一〇,一六,〇〇〇	一,七〇,一〇三

(カマース・リポート一月十二日)

- 一、食料品・商品・動産・不動産及有價證券の買入或は貸借に因る賣却或は轉貸業
- 二、作業或は勞役請負業
- 三、證券取引所業・銀行業・兩替業・金貸業及抵當物を有する金貸業
- 四、(採礦業)
- 五、供給業・製造業・加工業・建築或は家屋改修業
- 六、印刷業・出版業・新聞紙業
- 七、電氣・瓦斯或は水道の供給業
- 八、問屋・旅館・飲食店・劇場業
- 九、運送業
- 十、保険業
- 十一、代理業・貸家業・運漕請負業
- 十二、調査報告及廣告引受業
- 十三、倉庫業
- 十四、海商取引業
- 十五、凡そ商人にして自己の名義或は自己に屬する名義に因る商業上に生じたる民事上の義務は商行爲と認む又民事上の義務にして商業經營上發生せる時或は商業經營の結果生じたる時も亦商行爲と認む

務は商行爲と認む又民事上の義務にして商業經營上發生せる時或は商業經營の結果生じたる時も亦商行爲と認む

十六、商取引を目的と爲す民事契約

第六條 商行爲は前條列舉せる所に限らず裁判所はその類似せるものを商行爲と認むることを得

但大理院の監督を受くべし

第七條 第五條第十五、及第十六の兩項は法律上擬制せるにより商行爲と認む

第三章 商人

第八條 凡そ第二章に列舉せる商業の一を獨立經營し或は之を平常自己の職業と爲すものは商人と稱す

第九條 凡そ通常法律上の能力を有するものは商人と爲す事を得

第十條 無能力者はその法定代理人に於て商業を經營する事を得

第十一條 法定代理人は無能力者に代りて營業しその代理權は普通法の規定する所に依る、親族會議或は商事公斷處は法定代理人の代理權を變更する事を得

但商業登記簿に登記し始めて第三者に對抗する事を得

第十二條 年滿二十歳の者及有夫の婦は法定代理人或は夫の許可を得て商業を自營し或は會社の無限責任社員たることを得

前項の許可は法定代理人或は夫より書面を以て表示し並に年月日を記載し署名捺印の上商業登記簿に登記するを要す

第十三條 法定代理人或は夫にして若し無能力者たる時は前條の許可は商事公斷處之を爲す

第十四條 法定代理人或は夫にして許可を拒絶したる時は商事公斷處は關係人を査問せる後斟酌許可することを得

第十五條 第十二條に規定せる許可は許可人に於て常に取消す事を得

法定代理人或は夫にしてその許可を取消したるときは關係人はその事由を商事公斷處に告知する事を得

若し法定代理人或は夫の許可取消にして理由無しとなし或は關係人の己得權利に妨げ有るときはその取消の決定を取消す事を得

第十六條 第十二條に規定せる許可を取消す時は商業登記簿上に登記し三箇月の經過後始めて第三者に對抗する事を得

第四章 商人の義務

第十七條 商業登記簿は各商人の營業所々在地の商事公斷處に於て之を保存す、此種の登記簿は商事組合員の監査を受けず

第十八條 商業登記簿に登記すべき事項左の如し

中國の商人にして國內に本店或は支店を開設し商人或はその商業上の活動と關係あるの事實、本法は必ず登記し廣告するを要す

第十九條 商業會社に關する一切要目の商業簿に登記すべきものは會社簿内に詳述すべし

第二十條 凡そ商人は皆商業財團或は支店を開設し或は取得したるときは一箇月内に商業登記簿に登記する事を請求すべし

第二十一條 前條の登記請求は商業財團或は支店所在地の商事公斷處に之を爲すべし

登記を請求するときは告知書一通を附し申請し下記の各事項を明白に記載すべし

姓名・商號・出生年月日・現籍・親族及其族戚關係・代理權の制限(倘し法定代理人の無能力者に代りて商業を營む時に係る)第十二條規定の許可(倘し未成年或は有夫の婦の商業を營む時に係る)商業の種類・本店或は支店の所在地・看板(營む所の商業の性質を記載す)及商業財團に附屬せる一切の商工業所有權・代理人の姓名・商號・出生年月日・現住所及其親族の戚屬關係(倘し商店の代理人により捺印代行する時に係る)

第二十二條 下記の二項も亦商業登記簿に登載すべし

前條の規定にして商業登記簿に登記すべき事項の變更情態ある時行政或は司法機關の決定により上述の事項を更改する時

第二十三條 前條第一項の理由發生せる時は關係人よりその所在地の商事公斷處に聲明し記載を請ひ、前條第二項の理由發生せる時は決定を下したる行政或は司法機關の書記官或は承發吏よりその職權に依りて記載を請求す

第二十四條 第二十一條及第二十二條の規定に依り登記すべき事項も亦各支店所在地の商業登記簿に登記し並に本店所在地の商業登記簿を参照すべく附註すべし

第二十五條 第二十二條及第一・二項の事實發生せる時は一箇月以内に商業登記簿に記載すべく請求すべし

第二十六條 凡そ本法公布以前に設立せる商店は本法規定公布後一箇年内に登記を請求すべし

第二十七條 商事公斷處の書記にして第二十一條規定の告知書を收受せる時は告知人の確實に本人なりや否や並にその營業は眞實なりや否やを査知すべし調査の故を以て商事公斷處の書記は關係人に公正證書及私署證書の提出を要求する事を得

書記は須らく告知書を收據し年月日を明載し署名捺印の上告知人に交付すべし

第二十八條 下記情態の二に該當したる時は商業登記簿の登記を削除すべし

商業を停止し商業財團を譲り渡さる時

商業を停止し並に商業財團を譲り渡したる時

第二十九條 前條第二項の情態に該當せる時は商事公斷處の書記は商業財團譲受人或は承繼人の告知書を登録せる後その職權に依り商業登記簿の登記を削除すべし

前條第一項及第三項の情態に該當せる時は商人自身或は承繼人より商業登記簿登記の削除を請求すべし

第三十條 如何なる情態に在るに論無く登記の削除手續及期間は登記手續及期間の規定を準用す

第三十一條 何人に論無く當事人或は利害關係人は商事公斷處に商業登記簿の謄本或は抄本の交付を請求する事を得

登記簿の謄本或は抄本は商業公斷處の書記より登記簿と符合せるを證明す

第三十二條 商業登記簿の登記は第三者に對しその記載せる事項は均しく眞實なるを證明し自

第三百三十五號

登記簿の謄本或は抄本は商業公斷處の書記より登記簿と符合せるを證明す

第三十二條 商業登記簿の登記は第三者に對しその記載せる事項は均しく眞實なるを證明し自

ら他種の方法の廣告を用ふべからず凡そ商業登記簿に記載すべき事項にして登記せざる時は第三者に對抗するを得ず

第三十三條 凡そ商人にして上述せる各條の規定に違反したるときは百元の罰金を課す、商事公斷處の申請に依りて本地方裁判所より罰金を宣告す

書記或は承發吏にして上記の各條に規定せる義務を遵守せざるときは法規上の訓戒を受くべし

第三十四條 凡そ商業登記簿登記の不確實にして無意識に錯誤せる時は登記人は損害を受けたる第三者に對し民事上の賠償を負ふべし

第三十五條 凡そ商業登記簿登記の不確實にして故意に錯誤せる時は登記人を刑法上の科罰に處し損害を受けたる第三者に對しては其損害を賠償せしむべし

第三十六條 前三條の情態に該當せる時は官吏の請求に依り登記を更正すべし

第三十七條 凡そ商人は商業帳簿を設備し明瞭なる記帳方法に依り其業務及財産情態を記載すべし

第三十八條 凡そ商人は商業上の發信及受信の收發簿を編製しその登信先の姓名は別に目次を列記し某函を某頁に列入することを註明し收發簿の検査に便ならしむべし

受信書の原本及發信書の謄本・副本は分類して保存し或はその收發の期日・順序に依りて頁數を編明連綴して冊子を作成し商人の便に供すべし

第三十九條 商人は商業開始の時及營業年度の終に於て財産目録及積極消極對照表（或は貸借對照表と云ふ）を編製し財産目録及積極消極對照表は別に特種の帳簿に記載すべし

第四十條 財産目録及積極消極對照表を明記し財産の價格は中國の貨幣を以て計算す、此の種の價格は中國貨幣鑄造當日の價格に依りて計算すべし

第四十一條 貨物票據・動産の有價證券及外國貨幣（錢幣）は所在地の證券取引所（交易所）の定むる時價に依りて換算すべし

未製成の製造品未完了の工事・未交付の注文貨物は原料及已に消耗せし金額に準據して價格を換算すべし

あらゆる企業の建築業及開業費土地及各種工事と設置機械・材料・動産等とはその購入原價を以て債權に列記すべし（債權）

但機械動産等は使用によりて漸次消耗（減尠）しその價值も亦漸次に減少し消耗（減尠）による價值の若干減少は自ら豫め一定の金額を概定し債務に列記すべし（消極）

回收を預期し得るべき債權は全數の額面價格を計算し倘し無利息或は外國に在る債權なる時

はその實數を計算すべし。回收の預期し難き債權は計算書に計上し債權の全然回收不能なるものは除去すべし。

第四十二條 財産目録に商人は署名捺印すべし

此種の捺印は財産目録をして書式に合致せしめ竝に財産目録の記載する所の相違無きを證明す(大正十四年二月十九日新聞報一未定)

### □孫吳近事補録

孫傳芳の軍隊撤退費に對する觀察 一、外國人方面の消息に謂はく、孫傳芳は政府に對して軍隊撤退費五十萬元を電請せり。若し照給すること能はざれば軍隊に不穩の行動ありとて彼は責を負ふ能はずとの意なり。又謂ふ有り。孫は近く反つて宜興方面に増兵せり。その態度未だ明瞭ならずと。

一、中國人方面の消息に謂はく、孫傳芳の撤兵費要求に因み外間には不穩の風説有れども然し十一日孫傳芳と吳光新の會見したる結果を觀れば孫は甚だ政府の和平條件に承諾の意を與へ圓滿に解決し得べく變更するに至らずといふ。(二月十五日新聞報)

宜興の方面形勢不穩なり 江浙の時局は孫傳芳氏より兵工廠竝に兵器の引渡を極端に反對せ

るに因り形勢又不穩なり。傳ふるところに聞けば已に北上せし張宗昌は現下仍は常州に駐在して上海より撤回せる奉天軍を同地に集中しつゝあり。宜興方面の形勢は依然以て樂觀し難し。

(二月十六日新聞報)

長江各省の攻守同盟 齊燮元の代表孫發緒・馬聯甲の代表田錦章・蕭耀南の代表程夔均諸氏は杭州に到り孫傳芳と與に秘密會議を開きて長江各省の聯合を協議し吳佩孚大元帥に擧げんとするにあり。(二月十七日新聞報)

吳光新氏の南京行 時局解決の爲め來滬せる吳光新氏は昨朝已に南京をさして出發歸任せり。奉軍撤退 現在上海に駐屯せる奉軍約一千五百名は已に本日の下午常州方面に向つて撤退することに決定せり。(以上二月十七日新聞報)

### □廣東省東江戰局近勢

聯軍右翼の捷 最近東江戰事に關したる許崇智部の參謀部捷報すべて三通あり。(一)十二日捷電には黃埔教導團即ち學生軍は十日西剎平湖附近に進みて駐れるに、敵約六七百人鐵路の兩側なる高地に據りて抵抗せるが、教導第一團第三營に驅逐せられ、李朗に向ひて退去し、我が軍

即日平湖を占領す。十一日未刻、嘉倫將軍(露西亞人)親しく鐵甲車に乗じ、平湖より深圳に向ひて出發したるに、敵風を望みて逃潰し、深圳は已に我が軍の占有に歸せり。是に於て廣九全線路に互りて已に敵影なしとあり、又(二)十三日許崇智總座が塘頭厦よりの捷電には、十二日、張民達師團の余騰揚團は大布鐵場園より出發し新圩に向ひて前進せしに、敵軍鍾景棠・謝平・吳伯等の部約千餘人は木棉山の東南なる揚坑坳の高地に據りて抵抗せしが、我が軍午後三時に開戦攻撃し、戦ふこと二時間敵支へずして三棟鎮龍坪に向ひて潰え退けり。是に於て我が軍直ちに新圩を克復したりとあり。又(三)十三日附申刻電には今朝六時、敵軍楊坤如・熊略・鍾景棠・謝平・練演雄・吳伯等の部約四千餘人あり、淡水・連塘・昨面鎮龍坪の三路より新圩に向ひて反攻せるが、張部許旅及余團の之を迎へ撃ち、劇戦三時間、敵狼狽して潰え退く。楊部旅團長を俘にすどあり。以上三捷電を綜合するに、皆聯軍右翼の戦事に互り、此の報にして虚ならずば淡水の陥落は自ら意中の事なり。然るに聯軍の中路・左路の連日に互り一の戦報もなきより觀れば、此の方面は進行捗らざるなり。蓋し此れ必ず左翼なる滇軍が一意不進主義を堅持せる爲め、中路は危険を憚り敢て深入せざるものならん。許崇智總司令は惠州城の粵軍が、惠樟公路に循ひて直ちに樟木頭に達し許軍を分ちて兩段と爲さんとするを慮り、連日均しく廣九路の驛に沿ひて宿泊し、敢て一步も鐵道線を離れざるなり。

滇軍進まざるの理由 (一) 粵局の保持は孫中山氏に非れば陳炯明氏に頼らざるべからず。而して孫氏は現に既に危篤の病狀を呈し居れば、今後の粵事主持者は當に陳氏を推すべしと認定せるより不進兵主義を取れるなり。(二) 段氏執政の後各省の争端は善後會議より解決することなれば、粵局亦當に同一の制裁を受くべく、又善後會議には既に各省一律に戦事停止問題の提議あり。されば段氏は此の議に本づき命令を發布し平和を主張すべければ、今日に於て又何ぞ必ずしも急に兵を擧げ實力を損するを爲さんや。(三) 雲南の唐繼堯氏が兵を出して廣西入りを行ふとの説は愈々出で、愈確實となりたれば、其の目的は將に廣西入りに止まらざるべし。即ち緩急を防ぐ爲めには更に兵力を團聚し置くの必要あればなりといふの三點に在り。雲南軍は此の如き三原因あるが故に、曾に兵を進むるを許さざるのみならず、亦且つ應付策に腐心せるなり。聞く滇軍首領は一方已に代表を派して北京に赴き善後會議出席の名義を以て、段氏と秘密に打合せ、段氏に請ふに唐繼堯・陳炯明二氏が軍事動作を停止する様勸告することを以てし、且つ粵局の和平解決すべきを表示し、一方又代表を派して香港・汕頭の兩地に赴き、陳炯明の部との意思疏通を圖らしめ、更に又他の一方に於て楊希閔・范石生・胡思舜の三名の連名にて唐繼堯に打電し、雲南省の出兵に反對する等、種々の舉動に出で居るが、何れも皆自ら全うするの計に非るはなしといふ。又一説によるに、楊希閔等の主張は只滇軍自己の問題解決を求むるにあり



て再戦を願はずといふことなるが、其の要求の最低限は北江を該軍の防地と爲し、正式に團防陸軍改編の後を俟ち、中央政府より統率支配するに一任する筈にて、已に各方面に向ひ非正式ながら提議したりといふ。又前より傳へられたる滇軍開拔費五十萬元の要求問題も、或は云ふ范石生單獨に二十萬元を要求せしど、實は滇軍の口實に過ぎずして、現在廣東省の情況として此の如き大金の籌集され難きは明瞭なれば、其の意の不進兵主義を持久する爲に在るは想見すべきなり。内情已に此の如く一致を缺ける兵力を以て頑強の敵軍を破らんは兵家の最も忌む所なれば、聯軍の猛進も尙は樂觀し易からざるに似たり。(以上三月二十四日新聞報—東江戰事近信)

東江劇戦後の軍情 聯軍右翼許軍側十五日附戰報には已に淡水城を攻下せる旨二回まで報せられたるが、香港より傳はる消息には許軍が十五日に一度淡水城に入りしは確實なるも、直ちに粵軍洪兆麟・熊略等の部に包圍せられ、其の大部隊は退いて龍崗・平湖の一帶に歸りし旨記さる。されば許部の進めるは淡水迄の間にて、淡水より更に進むこと五十支里にして始めて永湖あり。此の地は東進して平山に迫るべく、北行すれば直ちに惠州城の下に到るべく、形勢極めて重要とす。粵軍は中央惠州城を守り右に平山の局を扼し居れるが、永湖は其の平山の前衛なれば、聯軍も此の地を得ざる間は敢て淡水よりして惠州城を圍ることなからん。永湖は要するに彼我双方の必争の地たり。然るに双方淡水の一役に於て死傷者を出すこと千人以上に上りた

れば兩軍とも此處暫くは補充整頓の必要あり。當時粵軍側は熊略部最も巨創を受け、聯軍側は蔣介石所屬の少年軍亦同様の損害を出せり。されば双方共此の三數日間は劇戦發生の虞なからん。又聯軍側中路左路の狀況は如何といふに、官廳側の報によれば、中路軍は十三日に布仔坪に進み、十六日右翼の淡水に進めるを聞き、即日鴨子埗に向ひて進攻して夕方之を占領し、其の左翼の滇軍は十七日午前博羅を占領せりといふ。鯉子埗占領の説は信すべきものとすれば、該地は惠州城を距る、僅に二十五支里に在りて粵軍の必争地に屬す。此の地より惠州に赴くには中間佛子坳といふ一つの山あり。而して西湖の水は天然の屏障にして、粵軍の鴨子埗を棄て、惠州を守らんには聯軍亦前進し易からず。博羅の奪取は惠州に毫も痛傷を與へず。蓋し惠州は東西北の三面皆水に環繞され、只三棟・永湖の一路のみ陸地續きなり。されば聯軍は永湖に在りて一大勝利を得るに非れば惠州は容易に下す能はざるなり。(二月二十六日新聞報十九日廣州消息)

聯軍勝利中の粵局 二十・二十一日の省報・香港報の示す所によると、聯軍右翼の許部已に淡水城を占め、粵軍の大部隊は平山を扼守し、其の前鋒は仍ほ黃皮徑を守るとあり。又張民達及び楊泰の兩屯によるに、北河源を越ゆる能はず、東平山を越ゆる能はざれば惠州城は遂に下す能はず。其の結果は亦其の相持して下らざるの戦局を繰りかへすに過ぎざるの狀を推すべし。若し此の如くして相持し久しきに互らば、聯軍は地形上數百支里を拓くに過ぎず。而して再戦

以後の開拔費補充費を得る所失ふ所を償はずして、直接に其の害を受くるものは廣州市民なり。總商會は前週内已に滇軍總司令楊希閔より軍費六十萬元の代籌を命ぜられ、商會中の人は皆手足を措くに處なき有様なるに、十九日財政廳の召集により廳に赴きて籌款の會議を開かしめらる。其の結果、總商會・商會聯合會・市商會・商民協會の四個法團協合して十四萬元を集むる事となれり。暴力の下何の反對かあらん、唯一諾の外なし。各商は大多數破産の餘とて皆消極主義を持つのみ。廣州の商業は全く東西北の三江の需要を満たすに在れども、今東江は戰爭中なれば何の利益もなく、北江は林虎兵を率ゐて江西に入りて後、南雄・始興方面は貨物の輸送少く韶關・英德の二地は通運平常の如しと雖も、水路は匪黨の爲め航税を勒收せられ、鐵道は軍隊及鐵道局員の爲めに酷索せられ、貨物の價格は二倍以上となり、商人顧客共に何の利する所なし。されば多數のものは已に無形の罷業停工を行へるが如し。西江の一路は兼ねて廣西省の梧州・潯州・鬱寧の二地に通じ居るも、近頃亦李・黃・沈間の戰爭により交通斷絶の厄に遇へり。故に廣州の商店は現に只廣州自己の賣行によるのみ。亦慘と謂ふべし。(三月二十八日新聞報二十一日廣州消息)

二十三日前聯軍の地歩 聯軍側は此の二日以来未だ新なる發展を見ず、中路なる桂軍は二十日午前六時、布仔坪より出發し、惠州城に向ひて進攻せるに、楊坤如部城外附近の高地に在りて抵抗したり。然るに桂軍の猛撃に遇ひ、午後一時飛鷺嶺掛榜山一帯を占領せらる。左翼は十七

日博羅に入りし後未だ續報あらず。右翼は許氏の電報に、二十日朝敵約五六千、淡水に反攻せしが、我が軍に迎へ撃たれ平山に向ひ潰退したれば、我が軍各部は已に白芒花一帯に到着せり。されば約二十二日には平山に到着すべしとあり。今前の三路の形勢を綜觀するに、聯軍の惠州城を包圍するを以て目的とせるものたる推知すべし。中路左路の二聯軍は已に惠城の西南に逼近し、而して惠城東南一路の險要は尙ほ粵軍の爲め據守せらる。(即ち平山一帯)全局に就いて論ずるに聯軍は現に尙ほ未だ惠城を包圍するの地歩には到達せざるなり。

(三月二日—新聞報二月二十三日廣州消息)

雲南唐部の東下と東江 廣西最近形勢の下に述べたる如く、唐部の廣西省に入りしは、斷じて粵省聯軍の福に非ず。故に粵省大局の解決は將來或は東江に於ける區々たる戰守如何に非ずして、反つて西江方面に在るやも計り難し。其の實情は唐部が鬱寧に入りし後の進行如何に視て始めて領案を下すを得べけん。(同上—二月二十三日廣州消息)

### □廣西省の最近形勢

沈鴻英の失敗 廣西省は民國十年以來戰禍相踵ぎて殆ど一年として安きの日あらざりき。客歲沈鴻英軍が陸榮廷部を驅逐せるより桂・柳二地は充分に戰禍を受けたりしが、潯州會議に及

び、沈鴻英は桂林・平樂・柳州に據り、其の餘は李宗仁・黃紹雄に歸したり。人民は此の如く地盤の分配終りし後は或は暫時の安寧を保つべき事と思ひ居しに、意外にも各方の野心非常にして再び他を併合せんことを思ひ、實力充たざれば皆外援に結ぶことを例とせり。沈氏以爲へらく、劉震寰已に廣西省長たるの命を受け居るに李・黃の爲め阻止せられて任に赴く能はず、深く李・黃を恨み居るべしと。故に劉氏と合力せんことを請ひ、劉氏復た范石生の回演の志切なるを知りて之れと相結合したり。是に於て李・黃二人は之を聞いて大に懼れ、廖百芳を派遣して雲南に赴き兵を唐氏に請はしむ。唐氏は本より己が勢力を擴充せんと欲すること久しく、且つ范氏の回演を防の心止まざれば、遂に龍濟光の族弟龍如淵を派し、第五軍を率ゐて廣西に向ひ出發せしめたるは、尙ほ桂省(廣西)に内戦を生ぜざる以前に在りき。戰端既に開くに及び劉・范二氏は東江の戰勢緊張せるを以て應援する能はず、僅に小北江より子彈五萬發を借りて之を送付したるのみ。沈軍は子彈の不足せる爲め速戰を利とし、遂に三路を分ちて梧州を攻め、一は撫河より流に順ひて下り、其の勢最も鋭し。曾て攻めて梧州城を距る十餘里の長發地に至り彈丸盡きたるを以て退却し、又一は賀縣よりして梧州屬の沙頭に入り撫河の背を拊ち、一は永安より潯江に出で、大河聯軍の交通を斷ち、別に一軍を出し懷集より封川江口に出で、聯軍の接濟を斷ち、一軍は武宣を攻め潯州を下して邕寧を搗くの布置を取れり。此の如きの布置は素より佳なりと雖

も、奈何せん子彈の不足の爲め各路皆失敗に了れり。されば平樂・柳州の各屬は相繼いで粵桂聯軍の手に入り、其の根據地たる賀縣すら亦失陥に歸したれば、只走るの外途なきに至りぬ。沈氏の部下は共に四個師あり。第一師鄧瑞徵は武宣屬の黃茅圩に在りて敗北し部衆或は星散し或は李宗仁に降り或は鄧右文に歸せり。而して瑞徵自身は遁れて桂林に入れり。第二師沈榮光は平樂にて戰に敗れて已に沙子街に退き、第三師鄧右文は黃茅圩の敗戦後餘衆竝に鄧瑞徵の部を收拾し退いて桂林に歸り、第四師陸雲高は太平にて戰敗れ已に孫山に入れり。瑞徵は吏治に長じ、曾て百邑の宰に任せし時頗る政聲あり。然るに機に臨み變に應ずるは其の長ずる所に非ず。今次の敗戦には頗る悔心あり、沈氏の勢再び振ひ難きを知り自ら通電を發して野に下るの意を表明し、所部を擧げて鄧右文師長に渡し、即日廣西建國軍總指揮及第一師々長の職を解き、専ら病軀を養ひ初服に歸する旨を述べ居れる次第なれば、沈部の勢力は大に減じ、廣西は是より統一し易き狀を呈せり。鄧右文亦沈軍の已に聯軍の敵にあらざるを知り、十五日に獨立を宣布し沈氏と關係を斷絶したり。

雲南軍の廣西入り 雲南軍は百色・龍州に入りし後、仍は南寧に向ひて進み前鋒隊は已に南寧附近に至り聲言すらく、江に順ひて梧州に下り粵に赴き范石生を滅して北伐せんと。是に於て蒼梧縣參議會は十七日午後二時演軍の梧州入り問題を討論し、之を拒んで入れざることを電請

したり。恐らくは一紙の空文の能く之を動かす能はざる所ならん。沈軍の前日駐防せし地方中、賀縣以下は已に粵軍一師二旅の占むる所と爲り、平樂以下は桂軍白崇禧の占むる所と爲り、雒容・黃冕以下は李宗仁主力軍陸超の據る所と爲り、桂林は鄧右文獨立を宣告し、沈氏は獨り富川・恭城の一帶に於て僅に殘喘を延べつゝあるも、終には龍虎關に走りて湘に入るを免れざらん。或は云ふ、粵の連州一帶には梁秀清・鄧蔭等の綠林黨あり、沈氏の副軍長たりし故黃鴻猷部下たりし關係上、沈氏に對するの感情尙ほ佳なれば已に使を遣して沈氏を迎へしめたり。されば或は沈氏が粵の連州・連陽等の處に入らんも知るべからず。然れども沈氏は前年北江の役に猛將李易標が叛いて林虎に投じ、柳州の役に猛將何才傑は柳城に戰死し、現に鄧氏亦部下を去りたれば、沈氏は恐らくは昔日の七仆八起の如くなる能はざらんか。目下廣西入りの滇軍は仍ほ駐防軍と何等の衝突なしと雖も、しかも左右兩江の土匪は機に乗じて猖獗を逞しうせるが、最近に於て滇軍は防匪を名とし、百色・龍州よりして橫州の南郷まで沿途に防禦を布き、一面は欽廉に出で、軍器を運び、又一方は雲南より大宗の阿片を運び來りて賣却し、以て軍用を裕にせんと圖りつゝあり。(以上三月二十四日新聞報)

沈勢を失ひ唐の兵廣西に入る。沈鴻英の軍は柳州の地盤を失ひしより、兩鄧の部隊相踵いて失敗し、沈軍の大勢已に八九分を喪失せり。然るに沈は尙ほ殘衆を糾合し平樂を扼守し、九日

より李・黃の聯軍と栗木圩に戰ふ。沈は親しく臨みて指揮し血戰すること二晝夜、沈の將卒皆之に敵せず。退いて平樂を距る五十支里の沙子街に至る。黃紹雄の部將俞作柏・黃超武・夏威等、十一日午時遂に平樂城に入れり。按ずるに平樂の役は沈氏實に昭平・桂林二地の衆を合せ李・黃等と戰ひたるなるが、遂に失敗して後、沈は昭平が梧州に近く桂林亦前後敵を受くるの慮あるを以て、倉卒の間に殘卒千數百人を率ゐ、間道よりして賀縣の八歩に趨り且以爲へらく、此の地粵桂の邊境に當り居れば、苟も能く堅守せんには尙ほ進みて隙に乘じ梧州を圍るべく、敗るゝも亦退いて粵省の連州に入るべしと。然るに李・黃は相合して之を根絶せしめんと欲し、後に李濟琛部の第二旅を以て十三日賀縣を攻めて十四日梅花街を占領し、十五日進んで賀縣城を占め、十六日正午又八歩を占む。沈氏は其の子沈榮光を率ゐる殘部を領し退いて桂粵邊界の桂嶺に至り、遁れて連州に入るの豫備を爲せり。而して撫河の一路にては聯軍十一日に平樂に入りし後、直ちに流に逆いて上り、十三日たゞちに桂林に至る。沈軍の守將鄧右文は此より前日に聯軍に逼られ、又後には湘軍の葉湘・李品仙の二個旅ありて全州方面に虎視眈々たるあり。故に部衆を率ゐる聯軍に歸降せり。尋で十四日通電を發し沈氏との關係を離れ獨立せり。沈部第一師長鄧瑞徵は師長の職權を解くことを宣布し其の所部を右文に屬せしめしこと前信中の如し。これよりして撫河の二路には全く沈軍の蹤跡なし。又大河の一路に至りては、沈部の陸雲高・張希斌が濠

江及大瀨江口を襲はんと圖り、失敗して後大河の中部には沈軍なし。陸張等は又林俊廷の殘部に運動し、四日邕寧を襲ひ攻めしも、李・黃の守將胡宗鐸・蔡振雲・伍廷暉等に撃散らされたり。是に於て沈氏が大河進行の策は又全然失敗に委せり。此の如く沈氏の勢力衰滅せるに、唐繼堯氏廣西入りの兵は尙ほ續々として來り集る。唐繼堯氏部兵の廣西に入るには第五軍長龍雲を總指揮と爲し、桂將黃培桂を先導とし、初め廣南よりして百色に入り、平馬に到る後に及び二路を分ちて進み、一は右江に順ひて下り、一は西南行して龍州に入れり。現に南寧より粵に來るもの、言によるに、彼等が十日出發の時は唐氏の兵已に邕寧を距る僅かに一日程なる某地に達し居れり。されば今頃は已に邕寧に到着したらんかといふ。然るに當時邕寧にある李・黃部の將官は之を拒がんとする狀なく、亦阻止の電報をも打たざりしに視れば、唐部の此の舉は殆ど李・黃等の引き入れたるは疑なきに似たり。但し唐氏の部兵が廣西に入りし原因に至りては諸説紛々として一是を定むるなしと雖も、要するに粵省聯軍の幸福に非るは斷言すべし。

(三月二日—新聞報二月二十三日廣州信息)

### □雲 貴 近 情

雲南の饑饉は阿片に因る 目下雲南にては糧食缺乏の爲め悲惨なる饑饉を招致せるが、其の

原因の主要なるものは各地とも阿片の栽種に没頭し、絶えて省内の民食を意とせざりしに在りといふ。已に昭定の如き一市にて餓死者千人に及び、宣教師は速に法を設けて救濟を行ひ、飢民の死亡數の嵩まんとすを免かれしめんと請ひたる程なり。華洋義賑會の得たる報告に據るに云く、雲南の饑饉は阿片種植の餘りに多きに過ぎたる結果なりと。又萬國拒毒會が接手せし去年度の報告には、雲南が極めて大なる烟苗區域にして、到る處烟苗を遍種する結果、糧米の價格は増騰して極めて高しとある程なれば、今回千人の餓死者あるに至りしも所以なきにあらず。軍事當局者は阿片税を徵收せる外、運賃をも取り立つる例なるが、近隣各省皆亦阿片を栽種せる爲め、其の相場は低落せざるべからずして、現に毎兩の值洋四角に過ぎざれば、目下の饑饉は官廳の造り出せるものと謂ふべし。雲南及西南諸省の人民にして今後若し糧米を備ふることを忽にせば饑饉は永く免かる能はざるべし。又阿片の價廉なるを以て之を吸食するもの甚だ多く、五穀を耕種するに宜しからず。現に此の阿片毒に感染せるものは百分の六十に達し、其の餘も亦充分の糧食を得ざるもの多し。(二月十六日—上海タイムズ報—北京通信)

### □北京工場調査報告 (四)

#### 第六章 綿織物業



第一節 工場の沿革及組織

北京に於ける綿織物業は大抵愛國布及花緞子の製織にして、前清の光緒末葉頃始めて起り、其當初は官營工藝局等の設立を見たり。工場のも早く設立せられたるは浙江人抗華齋等の設立に係る福華織布廠(福華綿布製織工場)(已に運轉を停止す)にして、之れに繼ぎて起りしは總布胡同東頭に在る益華織布公司(該工場は現在尙存在す)なり。當時工場を設けたる宗旨は、多く無職の貧民を收容し、以て裁徒を教養するに在りしが、其後學成り、職工として留まる者、或は出で、製織業を自營する者等續出し傳習する者日に多く、北京に於ける綿織物業は日に發達せり。現在の工場数は甚だ多く、其大なるものは織機數十臺を備へ、小なるものにも數臺の設備を有するに至れり、然れども唯彼等間には聯絡無きを以て、確實なる統計は容易に得難きも、大小の工場は約百數十に達し、崇文門外に最も多し。此次調査し得たるものは計十六工場にして、商會の紹介に依るものを主となせども、尙臨時に發見せるものにして可や大なるものも亦視察せり。茲に調査し得たる處を表記すれば左の如し。

工場名	所在地	製產品名	職工數	徒弟數	織機數	產出量	作業時間
祥泰	崇外上三條	愛國布	百四十人	六十人	七十九臺	每月一千四百尺	冬十三時 夏十二時
德善	上寶慶胡同	花緞子	六十人	五十人	三十臺	每年の價額約一萬五千元	十二時

工場名	所在地	製產品名	職工數	徒弟數	織機數	產出量	作業時間
經緯	崇外下頭條	愛國布、花緞子	八十人	七十人	六十餘臺	每日綿布三十餘疋、正絹緞子約百餘疋	十一時
裕華	花布	愛國布	三十九人	四十二人	三十九臺	每月約八百餘疋	十二時
同義	薛家灣	愛國布	四十人	三十人	三十臺	每月十五疋	十二時
益華	總布胡同	愛國布	三十人	三十五人	四十五臺	每年二千餘疋	十二時
漢利	三里河路	花緞子	十三人	三十七人	十五臺	每月二百餘疋	十二時
元記	木廠胡同	花緞子及愛國布	二十人	三十人	十五臺	每月約百餘疋	十二時
仁記	河泊廠三條	花緞子	二十一人	二十人	十二臺	每月約二百餘疋	十二時
華盛	崇外上四條	愛國布	二十八人	二十二人	二十四臺	每月五百疋	十一時
華豐	西柳樹井	愛國布	三十人	二十人	三十臺	每月七百餘疋	十一時
利華	崇外沙土山	愛國布	十五人	十五人	十五臺	每月七百餘疋	十一時
大利	下斜街	愛國布及花緞子	二十人	二十五人	十五臺	每月三百餘疋	十二時

右綿織物工場十三處中職工數の百人以上なる者は約三工場にして、内一工場のみ絨毯業を兼營せるは作業の性質を異にせるが故なり。各工場の資本額は先きに登記せる者を除き、不明なるもの多く、聲明せるものと雖亦信を置くに足るもの甚だ少し。茲に特に聲明せる所に據り列記すれば左の如し。

益華 (前清商部登記)	一萬元	華豐	五千兩
元記	二千元	大中	二千元
德善 (創設資本)	八百元	利豐	三百元

第二節 製造及設備

各綿布工場の製品は大別して愛國布（一名條布と稱す）及花緞子（一名電光布と稱す）の二種に區別せられ、其内又其組織の異なるに依り、各粗細の二類に分たれ、更らに模様、構造及用途の差異に依り細別すれば、多種多様に分類せらるものにして、其重要なものを列記すれば左の如し。

- 一、電光麻緞
- 二、電光麻紗
- 三、電光絨面
- 四、電光薄面
- 五、仿直貢呢
- 六、仿嗶嘰
- 七、愛國花呢
- 八、仿西絲綢
- 九、仿西條布

以上は分類中の一斑に過ぎずして、尙新規の模様或は組織の異なる木綿類あり、又往々特殊の名稱を賦するものもありて、頗る複雑を極むるものなり、然れども其製織法より之れを言はゞ均しく愛國布及提花布（花緞子）の二類内に包括せらるるなり。製織に用ふる機には力織機（Power loom）又手織機（Hand loom）の二種類あれども、北京の各布工場に於て使用せらる製織機は皆手織機の一類内に屬し、完全に人力により運轉する織機にして、其用途の異なるに因り分ちて愛國布機及提花機となす。又木製機と鐵製機との別あり、木製機は大抵皆材料を木質に取り、其様式は比較的舊式に屬し、製織速度稍遅し。鐵製機は即ち其改良機にして、材料は木質の部頗る多しと雖、其重要な機關は皆鐵製なるを以て、鐵製機の稱を有す、其製織能力は稍速にして、其形式も亦新式なり。然れども只八綜を織り得るものなれば、唯組織の極めて簡

單なる愛國布の製織に使用し、木製機は三十三綜迄製織し得るを以て、組織の稍や複雑なる愛國布の製織に使用す。提花機は即ち提花装置（Faguard machine）及紙版（Cords）を具備するを以て、甚だ多き綜を製織し得るなり、但し構造は複雑なるに因り、其製織速度は固より愛國布に比して遅し。各工場中比較的大なるものは多く愛國布織機と提花機とを備へ、小工場は只愛國布機を備ふもの多きも、往々にして換花機のみを備へ、提花布の製織に従事するものあり。凡て提花布の製織工場に於ては織機を備ふるの外、常に一臺の打綿機（Piano machine）を兼備し、以て紙版の製造用に供す。原料棉絲の染色は綿布工場中の大多數は放態なる染色をなすものなれども、間々一二比較的大にして且つ設備の完全せる工場にありては、群聚、益華等の如く、自ら染色工場を附設せるものあり、然れども之れ亦甚だ簡陋なるが如し。

第三節 労働状況

此回調査せる各綿布工場中の職工及徒弟數、作業時間等は已に前表に於て詳述せし處にして、各工場中の徒弟數も亦甚だ多し、然れども絨毯業と比較しなば其差少し、絨毯業は徒弟數多く、其大部分は職工數を超過せるも、綿布工場に在りては徒弟數の職工數に超過するもの比較的少く、大抵は皆徒弟數に比し職工數多し。徒弟の年齢は絨毯業のもの殆んど同様にして、十四歳乃至十八歳の者大多なれども間々僅かに十二歳の者もあり。作業時間は多く十時間以上にして、

甚だしきに至りては十三時間に及ぶものあり。職工の毎月得る工賃は最も少き者にて食事宿舎を給する以外に單に三四元、多き者にて十元以上に達し、時に十四五元に達する者もあり。然れども詳細に調査せる結果、始めて絨毯業の如く、製品の多少に依りて工賃を支給するものなる事を知れり、即ち赶工虧工の規則ありて、毎月の規定製織量は品質、模様等に依り異なるれども、模様の最も簡單なる織製機織愛國布の如きは三十疋にして、一疋の製織工賃は約二角内外なり、但し布の種類、模様に依る組織の分類等極めて多く、且つ各工場の規定数にも高低あるに因り、頗る繁雜を極め、調査は實に容易ならざるなり。益華布廠の言ふ處に據れば、該工場に於ては最も細密なる提花布の工賃は一疋に付一元六角、最も粗惡なるものは單に五角となり、愛國布の最も細密なるものは五角、最も粗惡なるものは二角となす等複雑なりと、職工及徒弟の多くは工場内に於て食事し、且つ宿泊するものなれども、其宿處及食事處は工場中の餘室にして、幾んど特別に建築せられたるもの無く、亦食堂の設備無し。工場の建設は多く支那式にして、陋隘なるもの尤も多數を占む。徒弟の初めて工場に入るや、先づ絲卷を習ひ、次で布の製織を習ひ、更らに提花布(花緞子)の製織を習ひ、最も程度の高きものは模様織を教へらるなり。徒弟の工場に入りたる當初は一箇年の公休日に手當を酌給せられ、其以外には殆んど收入無きも、布を製織し得るに至り、勤勉なる者は赶工の工賃を得べし。徒弟は大抵三年を以て學習

期を終るものにして、此期間を経過しなば即ち職工として工賃を支給せらる。

第四節 營業狀況

各工場に於て製織せらるる綿布類は北京に於て消費せらるるもの最も多く、數工場に於ては前門外に在る呉服屋の專屬工場として製織し、或は工場にては各唐物屋に製品を卸し、又は自ら製品の販賣店を繁盛なる區域に設け、或は其工場を殷盛なる處に設け、更らに表通りに面せる部分を賣店となせるもの等あり。販路は北京以外に長城外、東三省、山東、山西等の如き處に有し、移出せらるるもの尠からざるなり。製織に用ふる原料綿絲は輸入綿絲を主となせり、是れ本國(支那)産の綿絲は太粗にして且つ均一ならざるを以て、其用途甚だ狭小なるに因る。提花布の製織に用ふる電光麻は即ち電光化綿絲(Mercedized cotton yarn)にして、日本よりの輸入最も多し。各工場に於て用ふる各種綿布織機は大抵皆本國(支那)の製造に係り、天津に於て製造されたるもの最も多しといふ。(未完)(農商公報第十一卷第二册)

佛領印度支那

□佛領印度支那に於ける鑛業 (二)

東京

東京に於て鑛産の主要なるものは即ち石炭なり。





其主要なる炭田はアロン(Along)灣に沿える地帯(一八八四年に初めて探掘せらる)、及東方 Mon-Kai 附近より西方 Seven Pagoda に至る凡そ一二哩に亘りて一大弓形を畫けるドンチュ一(Donchiu)炭田等にして、産炭は瀝青質を含み、第二紀レーシヤン(Rhétien)地層より探掘せらる。其平均成分を擧ぐれば左の如し。

揮發物……………八一・二% 灰分……………二・五—七%  
 固定炭素……………八七・八八% 硫黄……………一%以下  
 熱 量……………七、〇〇一八、四〇〇(即ち二八〇、〇〇一三三、〇〇〇B.T.U.)

同石炭は燃焼に際し煤烟を發生せず、尙ほ瀝青を殘すことなき一等炭なり。即ちハウデン式(Howden)通風装置を有する船舶に於て、其の儘切込炭として使用し得。又瀝青炭を混する時は良き蒸氣を發生するを以て汽罐車及船舶用に供する事を得。瀝青炭を産出せざる以前は、之を日本に仰がざるを得ざりしも、現今大規模海運會社は、海防に於て非瀝青ホンガイ炭(Hongay)六〇%及東京瀝青炭四〇%の割合を以て混入せる石炭の積出しをなすに至れり。

アロン灣炭坑の特色は専ら露天掘によれると、天然深海港即ちコルベール港(Port Comber)ノールト港(Port walut)の近在せるにより優に四千乃至六千噸の船舶を投錨し得るとの二なり。ドンチュウ炭田より通常 Song Dabaeh に近き主要炭坑より海防迄、百噸積船により一噸平

均〇・八〇ピヤストルにて運送することを得。

近時東京に非瀝青炭と同紀に屬する瀝青炭及半瀝青炭鑛脈二箇所に於て發見せらる。兩炭田は前記炭田の如く廣大ならず、而も河港に接近せざる不便あれども、爾來日本に此種石炭を仰げる本領に對し重要なものなり。

東京には數箇所に石炭市場あり、其の産額及輸出額を擧ぐれば左の如し。

鐵 區 名	炭 坑 名	炭 質	産 額 (噸)	輸 出 額 (噸)
Along Day	Hongay	非 瀝 青 炭	470,000	242,130
	Kehao	同	8,111	
	Francis	同	8,580	
	Paul(Vn Oai)	同	800	
	Margot	同	1,200	
	Hien	同	2,112	2,900
	Esperance	同	1,200	
	Remie	同	3,111	
	Clotilde Louise	同	3,200	
	Port Comber to Dongrien	Fabien	同	11,600
		内地消費高	525,767噸	
		輸 出 高		192,291噸
		一九二二年一月一日現在在庫高		119,642噸
		一九二一年一月一日現在在庫高		175,550噸



せる東京探炭會社は本領の需要に應せむが爲其輸出額を減少しつゝあり。  
現時印度支那石炭業者は支那人に對し廉價に提供せむ爲めホンガイ産粉炭の取扱をなす。されど同社より買せらるゝ塊炭は良質炭四二%及粉炭五七%を含有す。爾來粉炭に切込炭を利用せむ爲め幾多努力を傾注せり。印度支那酒精製造會社は粉炭會社に(Société des Combustibles Pulvérisés)よりて供給せらるゝ粉炭を燃料とせるに、汽罐の成績甚だ良好なりしかば汽罐の全装置を設け、粉炭製造所を建立せんとし居れり。

炭坑主は産額の増加に全力を傾注し、ホンガイ會社(Société de Hongay)は二六、〇〇〇、〇〇〇法を投じて新に採掘を計劃せり。ドンチュウ鐵區に於ける Maohé 及 Trang-Bach 兩炭坑を買收せる東京無煙炭會社(Société des Anthracites du Tonkin)は最良方法により之等大炭田の採掘を計劃し、又ドンチュウ石炭會社(Société des Charbonnages du Dontrieu)は河港設備の竣工近きダバツハ河に至る迄鐵山鐵道を延長し運輸機關の改善を企圖し居れり。

瀝靑炭及半瀝靑炭の産額も亦増加し居れども當地製造諸會社の需要に應じ切れざる状態なり。フアンメ(Phan-Me)炭田(一九二〇年二〇、〇〇〇噸、一九二二年三三、〇〇〇噸の産出あり)はタイニウウエン(Thai-Ni-uyen)鐵區よりフーラントン(Phu-Lang-Tinong)に近き河川に至る運河の開整せらるゝ迄大規模に採掘をなすこと能はず、因に該工事は一九二二年に於て著手

すべき見込なり。

クバオ炭坑一八八八年當炭坑の租借せられしより約四十萬噸を産出せり。其成分を擧ぐれば灰分五%、揮發物七%、硫黃一%、炭素八五%及水分二・五%なり。

當炭坑は初めワルト港より石炭に富める島の中央に至る米突軌道八之哩の敷設に對し巨費を投じたり。原會社は破産した後支那人仲買商の所有に歸せしが、單に炭層の表面を採掘したるに過ぎず。現所有者は大いに之れが復舊に務め薄層及中間累層に富める島の西部に於て採炭を開始し(一九二一年八、三一一噸を出せり)、臺車を延長して以て舊鐵道を利用しつゝあり。

ホンガイ炭坑 初めて炭田の採掘に著手せるは一八六五年支那人による。而して一八八二年 Fu Lu 及一八八六年 Saran 氏のアロン灣炭田(鐵區面積五六、八〇〇英町に亘る)の調査を経て現會社の所有に歸せり。

當時は尙ほ石炭市場なく會社の經營は甚だ困難なりしが、一九〇〇年後著々成功し額面五百法の株券(現在額面二百五十法なり)の如き一九二二年十月初旬に於て五千八百法を唱へたり。

礦脈の著名なるは Hatou 礦脈の Negouina 脈の二なり。前者の中、最も大なるは所謂 Grande

Oncheにして厚さ一六五—二〇〇呎に達し、其中良炭は一〇〇呎に及ぶ。爾餘の炭脈も亦優良層にて深さ五十呎を有す。次に後者ナगतナ(Nagatna Level)は約十條の炭層より成り、其厚さ各三呎乃至二十呎に及ぶ。

Hahouにては三箇所に於て露天掘を行ふ。探炭は米突軌道約八哩によつてホンガイ港に運搬せられ、一九二二年には二五七、〇〇〇噸を産出した。

又同層を有し露天掘によれるはOanphaに於て見ることを得。石炭(一九二二年三二、五九七噸を産出せり)は六十噸乃至百噸積積汽船或は戎克船によりてホンガイに運送せらる。

本炭坑は五百呎の厚き炭層(内二六〇呎は純石炭なり)を有し海岸に位置せると、附近に無數の露頭を有する等有利なる條件を具備す。

又Nga-Hai及Mong-Dzung兩炭坑は地下掘により一九二二年に於て夫々石炭六六、九三七噸及七四、四六六噸を産出したるは注目し値すべし。本炭は坑口に於て篩に掛け船若くは戎克によりてホンガイ港若くは直接顧客に運送す。

ホンガイ港に於て石炭は各々其大きさに従ひ即ち〇—二 $\frac{1}{2}$ 、二—三 $\frac{1}{2}$ 、三—五 $\frac{1}{2}$ 、五—七 $\frac{1}{2}$ 吋、七—一吋、一吋—二吋)及五 $\frac{1}{2}$ 以上の等級に仕分け、一二—三〇 $\frac{1}{2}$ の中塊炭は水洗をなす。

又煉炭工場ありて同製造機四臺を以て年額十三萬乃至十五萬噸を製造し得。即ちホンガイ中塊炭七割及日本有煙炭三割を混じ、之れにブライ(Bra)一種のピッチを以て固結せしむ。

ホンガイ煉炭は頗る好評にして之れに次の二種あり。

組	成	普通煉炭	軍艦用煉炭
揮發分(水分を含まず)	揮發分(水分を含まず)	一七・五〇—一八%	一八—一八・二五%
固定炭	固定炭	七六—七七%	七八—八二%
灰	灰	〇・九〇—〇・九五%	〇・七〇—〇・七五%
硫	硫	七—八%	五—六%
熱	熱	七、五〇〇—七、六〇〇(カロリー)	七、八五〇—八、一〇〇(カロリー)
粘	粘	七〇	七〇

ホンガイ工場にはブレット(Boulets)と稱する球狀煉炭製造機あり。一機二十噸の製造能力を有す。又九箇のコークス爐は一日二五—五〇噸の消化能力を有すれども實際には年額一千噸の製造をなすに過ぎず。而して同コークスはホンガイ中塊炭三割及日本有煙炭六割の混合炭を以て製造せらる。

ホンガイ港の設備は二五〇呎棧橋一・二三〇呎二六〇呎埠頭二及蒸汽起重機七・水力起重機二臺を有し、各埠頭一日の積込能力二千乃至二千五百噸に及ぶ。

尙ほ同社は汽艇六隻六十五噸積船十隻及百噸積戎克船三十隻を有す。其使用労働者は安南人及支那人にして、前者は七千後者は八百人を算す。されど労働者の家族及彼等を相手とする商人等を加ふる時ホンガイ炭山に於ける人口は優に四萬人を數ふるに至る。

カンファ露天坑より數哩を隔たる鑛區の東端に當り築港を新設せんとする計劃あり。同案によれば先づ八二呎の棧橋を架設し吃水二六呎、八千噸級船舶二隻を碇泊せしめ一時に積込をなし得べく、尙ほ電氣起重機五臺を設け通常一時間一五〇噸、急速度の時は二〇〇―二五〇噸を積込み得べしと云ふ。

又新築港附近には選炭所及洗炭所を設け、一時間二五〇噸の石炭を仕分け並に洗滌する仕組となし、此地選炭所間を幅員一米突軌道によりて連絡せしめ、尙ほ該港及ハッピー間に二千キロワットの發電所を設置し露天坑及港に要する電力を供給せんとするものゝ如し。

ドンチュー炭山 ドンチュー山脈は東西の走向を有し、キー河(Kiep River)により二分せられ共に數箇の累層を有す。南嶺はダバック河により圍繞せらるゝが故に、舟楫の便を利用して石炭を搬出す。同嶺に存する主要炭山は東京無煙炭會社に屬し(即ち Edouard 及 Schoelch 租借地)、三呎乃至二〇呎の厚さを有する炭脈二十條を有す。現今尙ほ未だ充分に採掘せられず、一

九二一年産出炭僅かに五萬噸に過ぎざりき。其他南嶺に於て採掘中に屬するものに付き順次に列舉せば左の如し。

	一九二一年 産額(噸)	一九二一年 産額(噸)	
Chieha	四、七〇七	Esprance	一、四五〇
Espoir	五、九〇〇	Francis Hen	一〇、三〇六
Faiban	一一、九〇〇	Margot	一、八〇〇
Pende	二二、一一三	Marcelle	二、二五七

當地炭山は孰れも増産の傾向を辿りつゝあるは需要多く炭價益々高騰せるによる。

次に北嶺に於てはドンチュー炭業會社に屬する Ouhle Louie 坑あり。其炭脈は約十條より成り其中四脈は現に採掘にかゝり、厚さ五十乃至六十呎の炭層(揮發分三%なる硬質無煙炭)を有す。産炭はダバック河岸のウォンビ(Wong Bi)棧橋に通ずる鑛山鐵道により搬出せられ、一九二一年産額は二四、八五七噸に達す。

フアンメ炭坑 本炭田の發見せられしは一九一〇年の事なり。礦脈は約十條の支脈を有し、其厚さは採掘不充分なるにより之を詳悉に知ること能はざれ共、尠くとも或箇所に於ては厚さ六十五呎に達し、就中其一は扁豆形をなし深さ三十三呎に達す。

産炭は平均揮發物二二%、灰分一八%及硫黃一一・五%の成分を有し完全に燃燒するを以て

廣く無煙炭の混用に供せらる。又研究所に於ける試験の結果によれば比重輕き硬質

コークスを製出するが故に冶金工業用に好適なりとせらる。

産炭は先づ臺車により Song-Cau 棧橋に運送し、其れより四一五噸積板にて Thai-Nguyen に  
回送し、此處にて十五噸積戎克船により鐵道若くは河港まで送致せざる可らず。かゝる不便を  
有するにも拘らず、産額は一九二〇年二萬噸より一九二一年三萬二千噸に増加し、更に目下開  
鑿中なる運河の開通と相俟ちて炭坑の繁榮を招來するに至るべし。

Phu-Nho-Kwan 及 Shi-ne 炭山 フーニョクワン炭山は五〇噸積戎克船の溯航し得る紅河よ  
り七哩半の地點に在り、即ち Nhat-Binh 停車場より水路二五哩の地點に在り。炭脈は厚さ一六  
吋乃至一六吋に至る種々扁豆形をなし、産出炭の成分は通例揮發分一七%、硫黄五%なり。此  
ものは硫黄分多きにも拘らず無煙炭の混用に供せらる。

炭坑・ニンビン間に於て積替二回を要するにも拘らず、一九二二年八千五百噸を産出した。

Song 炭坑の探掘は一九二二年に始まり一九二四年一旦廢坑となれるも、一九二〇年再び探  
炭せられたり。炭脈は甚だしく曲折し、扁豆形をなせる約十條の支脈あり。當地産出炭は揮發  
物二〇%、灰分七・五%及硫黄四・二%の成分を有し、一九二二年産額二、二九四噸に及べり。炭  
坑よりは五フアローングに亘り臺車によつて二十噸積戎克の航行し得る附近の河川を運搬す。

褐炭の性質を有する第三紀層炭田は東京に於て多數發見せらる。ドンジャオ炭山は河内・ヴ  
イン (Vinh) 間の鐵道線路附近に於て一九〇五年より一九一一年まで盛んに探掘されたり。炭  
種は褐炭にして主として東京鐵道に供給し、既掘炭脈は厚さ三十吋を有し、未掘炭脈の厚さ一  
一五吋を殘して探掘を廢棄せり。

チュウエンクワン (Thuy-Kwang) 炭山は一九一五年以降開鑿し、平均揮發分三五・四〇%、  
灰分八一・二%及硫黄一・二%を有する良質褐炭を産出せり。現在は地下掘にて探炭し炭層  
の厚さ八吋なり。出炭高は一九一五年二萬噸、一九二一年に於ては探掘設備の不充分なる結果  
一一、五六二噸に減少したり。水洗を了せる石炭は約五フアローングの間臺車により清河上に  
かゝれる棧橋迄搬出し、更に五〇噸乃至百噸積戎克船に積載す。

以上列記せる以外に第三紀炭脈は未掘に屬する Yen Day 炭坑並に Lamson 炭山あり。又時折  
探掘を行ふ Cao-Bang 炭山及一九二〇年後引續き探掘せる Don-Ha 炭山等あり。後者よりは現在  
一日六噸乃至八噸の褐炭を産出す。(未完)

佛・蘭合辦砂糖栽培事業

ベルトフレデーデン二月十七日附の電報によれば、和蘭の砂糖栽培技師は二月十八日バタビヤ

を出立して、サイゴンに向ふ豫定であると言ふ。其の目的は佛領印度支那に於て一大砂糖栽培園を作るにありて、財政方面は佛國資本家側之を負擔し、技師方面は和蘭側方面之を負擔すと。一説には和蘭は技師のみ負擔して事業は所謂合辦にあらずと言ふ説もあり。

(二四—二二〇—新嘉坡商品陳列館報第七十號)

### 馬來半島

#### 生産制限第三年第一期英領馬來護謨輸出高

一九二四年十一月、十二月、一九二五年一月の三箇月間に於ける護謨輸出高次の如し。(單位噸)

月次	總輸出量	制限面積よりの輸出	輸入高(再輸出せらるるもの)
十一月	二二,四八八	一五,四六九	九,六一七
十二月	二四,二〇四	一三,三二一	一一,七八九
合計	一九,一八三	八,六八五	一〇,一三二
合計	六五,八七五	三七,三七五	三一,五三八

生産制限面積(地方)よりの内譯次の如し。

地方名	十一月	十二月	一月
馬來聯邦州	八,六四〇	七,四一三	五,二九七
海峽植民地	一,六七九	一,八六七	九四四

新嘉坡及彼南に於ける在荷高次の如し。

地名	十一月	十二月	一月
新嘉坡	一六,一六七	一五,八一四	一三,八一六
彼南	三,四七五	二,七八〇	二,一〇九
合計	一九,六四二	一八,五八四	一五,九三五

本年一月度輸出先國別 合計二萬九千八百八十三噸二五内譯英本國一、四三五・〇五 合衆國一四、八〇六・五八 歐大陸一、九〇四・三四 英領地四二〇・七八 日本六一・一一 其他五・三九。

亞米利加筋の買手すねる。本期の護謨輸出可能量は多分一〇%増の六〇%であらうと一般に豫想して居た所、豊岡らんや五%増の五五%であつたから一般の豫想は裏切られた譯である。これを最も口惜しがつて居るのは亞米利加の需要者で、最近の倫敦入電によれば近頃亞米利加筋の買手はすねて居て、出来るだけ倫敦市場で注文を出さない様にして居ると云ふ。

### 馬來聯邦州護謨研究所後報

馬來聯邦州に於て護謨研究所を設置する事については前に報告して居いた通りであるが、其の經費支辨の方法として、同州より輸出せらるる護謨一擔につき拾仙の附加税を徴収する事にした。但し現行の輸出税一封度につき二仙が課せられてゐる間は本税は輸出者より徴収せずして、其の同額を政府が負擔して研究所へ支拂ふ事とする由である。

### 其他

#### 英領北ボルネオの産業 (五)

##### 第三章 林産

###### 第一節 總括的説明

哲學者若し北ボルネオを訪れるとせんか、彼は叢林中に象徴の世界あるを發見せらるべし。有情者世界に於ける如く叢林世界を支配する法則は即ち適者生存の法則なりとす。日々、歳々、生育せんために必至なる綠色物は空間、光及空氣と戰ふものなり。各物は相互に食み、壯然と發

ゆる二百呎に餘る大木も、明日は其側にありて死せる敵なりし寄生物に壓倒され、或は保護なき樹木は可弱き匍匐植物の爲めに縦られ遂に死に至る。斯の如く叢林は萬物存在を許容せざるなり。

然れども處女叢林(度に過ぎたる良名なれども)は雜草及不可入の植物の交錯せる所なりと推意するは誤なり。實際に於て叢林は枯枝の堆積、死葉の絨繒にして、太陽の光有らざる影に於てのみ雜草少しく繁る。又同叢林には若木、匍匐植物或は蛇の如き籐の螺環或は通行を妨ぐる尖頭ある棕櫚の葉及刺ある茨、或は鮮綠色の苔及密生せる竹箴あれども通行を妨ぐる枝或は懸物を剪切するときは障礙なく旅行をなし得るものなり。斯の如き叢林中に於ては終日歩行すると雖も凡そ太陽を望み見る能はず、唯猿が大地に到る事なく往來し得る程密生せる木の間なり眺め見るを得るのみ。既に記述せる事實により明なる如く叢林の密なるは頭上にして脚下に非ず。又蟬の啞高音を除く外には叢林の靜寂を破る物なき場合あり或は時々としては透明なる水の滴り或は萬雷轟くが如き激流あり又或る時は似人猿の嘖聲或は犀が水に飛込み自由に遊泳するが如き雜葉の音ありて、神秘の靜寂を破る事あり。叢林を眺むれば醜惡なる緋の花彼方此方に咲き今や盛りと咲き亂る、關は巨大なる樹幹に見出さる。又蛇は見出さる、こと稀なれども雨天の場合には水蛭的確に通行人を襲はんと葉蔭に身を潜む。





下生の交錯せるが発見せらるゝは以前伐木されし第二期叢林なりとす。巨木の影によりて妨げとなることなく、萬物は均等に生長する故従つて生存競争は盛大にして、換言すれば生存競争は熱帯に於て生長し得る總べての野生植物によりなされ、遂に全大地はラン草及藪、胸又は肩の高さに及び且半生長せる樹木の點綴せる深き且頑固なる叢を以て充たさる。不幸にも北ボルネオの面積は既に記述せるが如く上部土人は第二期叢林を整理することなく處女林を伐材するが如き非經濟的方法を行ふ爲め第二期叢林は混沌たる状態を呈す。此の事實は未知の時代よりの風習にして且土人は頑強なる保守人なる爲め其消費的方法を棄つる能はず、其父祖の風習に従ひて最少なる勞力により最大の效果を得るなり。此理由のため森林の保存は困難なる問題なり。一般に傳來的風習及便宜良き習慣は凡そ廢れたる事なし。故に律令により其古習及便宜主義の習慣を禁止するは一方法なるも實際強制的に禁止するも亦一方法なり。特に後者はツスン及びムルトの如き分住的土民に對し課さるべきものとす。然れども經濟的開發の出發は劃されたるも價值ある立木を有する數百萬エーカーの土地は其儘放棄せられ特に土民密度大なる西海岸に於ても猶數百萬の土地其儘に放棄せらる。海岸を去る二十哩以内の地域にて經濟林として擧げらるべきものは二百萬英反に及び、其海岸線を超ゆるときは無限なりとす。此叢林に近づくには西海岸經由を以て最も便宜なりとす、同地に於てフォックスワデー (D. Foxworthy) 氏の言に依れば五萬英反の叢林ありて注目し價する立木の平均は英反當二千立方

呎或は二千立方呎を超ゆるものにしてカウイ湖附近に於ける英反當は三千立方呎に垂とす。

#### 第二節 各種の目的に供せらるゝ木材

同國叢林中最も有名なるはベリアン (Belian) にして一名ボルネオ鐵木と稱せられ大黒葉等を有し且水雷艇型なる果實を有す。同果實は屢々十五吋の長さありて樹下休息人の頭上に落下し來り不意の出來事を惹起するものなり。同木は生長早く且生氣に充てるものにして海岸及大河岸附近沼澤林に多く發見せらるれ共セバチック島に於て特に多く發見せらる。其他の木材は周圍十五呎に及ぶ事あれどもベリアン木は巨大なるもの少く周圍十五呎に及ぶものは病的なりと云ふべく普通直徑十五吋より二呎位なり。最初伐材せる時ベリアン木は黒砂色なるもの漸次暗赤色となり遂に黒檀様の黒色を呈す。同木は良く曝露に堪へ且白蟻の侵害に堪へ非常に強固なるものなり。其硬度は他木より最も高く、水中に入れるも膨脹する事なし。

過去に於て廣く材用として使用せられしはグリッテング (Griffing) なり。同木は永續性に於てはベリアン木に次ぐものとせらるゝも絶へず過評價せられたり。又同木は光澤ある緋の花を有し河川沼澤岸附近に生長す。然して長き木理を有し直徑二呎或は半呎ありて樹皮と共に丸太として使用さる。他の材と異なり曝出後は色褪せるも、最初伐材せられし時は薔薇の如き握み所な

き香を有す。サラングン・パツ(Salangun Pat)も亦埠頭、枕木、床及其他建築材料及龍骨用として需要あり。同木は黄褐色を呈し重く且堅く空氣に觸るゝときは直ちに變色す。又一般樹木にて海岸を距る遠隔の地に於ては完全なる即ち重き堅きものなく内陸に於けるは輕且つ軟なり。然れども又各種の木材あり。中にも最良なるものは(倫敦に於てボルネオ・チークと稱せらる)チーク材に類似するも唯チーク油を缺き譯の防錆作用無きなり。其下級に當るものにて山麓地方に叢茂せるは、他の植物を壓倒する位繁茂するや否や直ちに切伐され、直にエステートの小屋建築用に使用さる。

建築材料用木材はマーボー木(Mahoe)即ち森の巨人と云はるゝものなり。其の自然木は深黄色を呈し居れ共切伐されば直ちに褐色の條線を有する深赤色に變ず。同木は非常にマボガニーに類似すれ共遙かに重し。又同木は蟻の侵略を防ぐものにして防蝕劑と塗付せざる時と雖も數年間土中に入れ朽ちざるものとす。然して其の微妙なる木目は磨くに從ひ益々其特徴を發揮し秀麗の美を増す。故に家具或は裝飾用に使用され一方床に使用して其美を誇る事あり。叢林中に於て同木は無花果の樹によつて壓倒さる。其の状態に在る時は土人は之を伐木するを好まず。森の精の住める所として其の中に邪惡の手を差入れんか神州直ちに至るものと信ず。マボガニーに類似する他の樹木はラサック(Rasak)にしてマーボーの如く高木となる。最初

同木を切りたる時は黄色を呈すれ共、曝出するに從ひ漸次赤褐色に變ず。セライア(Serai)は總てのボルネオ材中最多數を産するものにして軟マボガニー(Soft Mahogany)と大いに似る。然してラサックの其より大型にして屢々直径五呎或は八呎にも及ぶを見る事あり。セライアには種々ありて軟赤質木にして倫敦に於てボルネオ杉の名の下に取引さる。本木は節を有せざれば細工に易けれども本杉の香を有せず。猶同木は美麗なる木理を有するため家具用として稱讃さる。然れども不思議なるは北米合衆國に於て需要惹起し居るに拘らずボルネオに於ては支柱の用なき爲め立木の儘に取殘され居る事實之なり。

第三節 特種或は制限的目的に供せらるゝ木材

猶此外北ボルネオには數百に餘る各種の木材あれども、一々茲に詳説するは不可能にして且必要なりと信ず。前述せるは一般使用の目的の爲め著名なる木材なるも、此外特種の或は制限されし目的の爲め使用せらるゝ樹木多くあり。例へば船板用ガギル(Gagal)、橋及び樞用ピンタンガー(Bintangar)、武器柄用カムニン(Kamuning)、彫刻用マダン(Madang)、浮標用シエルトン・コルク木(Jelutong)、黒檀を製造する心材を有するカユ・アラン(Kayu Arang)、角質核ありて支那人に抹香として賞讃さるゝカユ・ガル(Kayu Gaur)、樹皮の漁絲或は染料用單寧として用ひらるゝオパー・スルク・沼澤植物として耕或はカッチ(Catch)、用バク(Baku)、テング

(Pangah) 及 ビウス (Bius) 或はカユ・バワン (Kayu bawan) 或は玉葱木と云ひ圓形にして堅き果實を有し土人により玉葱代用として使用さるゝ等なり。カユ・バワンは外形ベリアンに類似すれ共材としては價値なく其樹皮は搗ゆべからざる大蒜の如き香を有す。カユ・タイは書現すべからざる程の強烈なる香を有し、ランガス (Rangas) は屢々ボルネオ・パラと呼ばるゝも特徴ある香を缺く。ランガスに二種あり。一は第二期叢林中にある普通ランガスにして、價値なき軟質白木なり。他は原始叢林に發見せらるゝも最も稀なる花梨木質なり。然れ共、兩木は樹皮よりタール様液汁を出す然して此液は膚に密著すれば非常に痛を感じ且燃燒を伴ふものなれども、冷水に浴する時は猶烈しくなるものなり。同木は致死木として知らるれ共或る者は毒の不感性を有し、伐木されし木を取扱ひても悪結果を蒙らざるものあり。外に致死毒素を有する木として有名なるはウバヌ木 (Ubanu) にして之に二種あり、一は強烈なる毒素を有し他は僅少なる毒素を有するものなり。前者は滑白なる樹皮を爲する巨大木にして其の桃色汁よりして土人は吹矢用矢の毒素を抽出す。同汁はピナ木の根の鉤屑と混じり然して之は火にて炙り糊状とす。此の液中に矢の先は入れらるるなり。之の行程は深甚なる注意を要し、ムルット人の専門家にても毒を扱ひたる後は洗手す。然して此の洗手はムルット人の必要と感じたる最初にして最後なるべし。其有效程度は期間の長短に由るものにして、新らしき時は非常に危険なり。例へば似人猿

の如き、其矢に當れば二分にして第一癩癩を初む。然れども鳥類は其毒に不感受性を有するものにして又犬には其毒働くこと少なしと云はる。然れども種々の解毒劑あり。例へばムルット人傷を受けたる場合は爪を以て傷をこする、若し直ちに行へば有效なるものなりと。又東海岸に於ては腐れ海老を調製せる、ゾラツチャンなるもの使用せらる。ウバヌ木は發見せらるゝ事稀にてウバヌ木は何等經濟的價値を有するものに非ざれども、土人は其所在を歐洲人に教ふるを好まず。一つの樹木に對し土人は遠隔せる地方より旅行をなすものなり。例へばシンボルナ及びラハッド・ダツ間のテンカコ河に二木の太ウバヌあり。土人は態々之を見んとて遠きを物とせず。同木は死せるとも伐木せられざるべし何となれば同木は非常の恐怖を以て見られ居ればなり。一方大なる方は一層恐るべきものにして、同木より抽出されし毒は人命を傷つくるのみならず、悪臭を有す。スチユット・ムレイ大尉に與へられし話によれば、同木は黒樹皮或は暗黒曲葉を有する美しくしき樹木にして、且毒葉非常に強烈にして、何人も其樹下を通過する時は反對呪詛をなすに非ざれば強烈なる病に犯さるゝものとす。想像さるゝが如く、叢林は東洋人の恐怖的たる多くの樹木を含有するものなり。メンガリースは、其梢に野蜂の巢を營む傾のあるものなるが反對に支那人により神聖視さる。木麻黄一名カユ・アル (Kayu aru) は海岸砂地々方に繁茂し、土人により電光を引付くるものとして保存

され爲めに建築材料としては使用せられず。より恐るべきは巨大なるバニャンにして印度の聖木なり。同木は非常に奇怪なる樹木にして、其形は野蠻人の胸に恐怖の念を呼び起さしむるに充分なり。又同木は無花果族の一種なれども其果實は大ならず。同木は巨大なる形に迄成長し、其枝よりは吸枝出で、さながら幹を有するが如き觀を呈するに至る。然して一方蔓草は老人の鬚の如く懸る。土人は其境内に入らず何となれば木の幽靈守護者ありて其の住所を侵すものあれば直に讐をなす故なり。クダツ附近グイクトリヤ・エステートに於て爪哇勞力が且て咽をしめられて俄に死せり。その理由は嘗て勞力家屋の下に巨大なるバニャンの擴がれる枝の下にて彼は薪を蒐集する傾あり其の爲めバニャン木の精が苦力の咽をしめ死に致らしめたるなりと。叢林中に於てはボルネオ樟木の如く迷信の種となるものなし。されど同木は、小片の煮沸により商業的樟腦の得らるゝ臺灣樟木と異なる。ボルネオ樟木の種類は三或は其れ以上ありて、其中最も重要なを樹皮の名より採りたる黒或は赤樟木とす。此等は屢々眞の樟腦を貯蔵する事あり。此の生産物は支那人により薬用に使せらるゝため特に賞讃せらるゝものなるにより普通日本或は臺灣商品より高價を維持す。現在に至る迄其蒐集は全然土人の手特に支那商人に賣拂ふを目的とするダイアツク樵夫に委任しありしが、タンブレワ族は古代エジプト人と類似せる方法にて其死體存置用に使せり。

採取の方法が同木伐切なりし當時、結晶は破壊せられたりと雖も兎に角く小白砂糖狀の結晶木理間に發見せられたり、又或る場合には腎臟形をなせる人間前額部大の塊發見せられたり。此の場合樟木が伐切せらるゝ際には延長六呎位に切斷し、目的物が發見せらるゝ迄小片にさる。樹の如何なる程度の年齢に達すれば之の目的物が得らるゝかは或は外見よりして樟腦の内存在る事を示めすべきかは確實なる事知られず。多くの樹木は腦油を抽出し得れども、樟腦を抽出し得るもの稀なり。故に樵夫にして其目的物の貯蔵あるや否やを確むるには百度の試験を経ざる可からず。唯だ發見せんとする一の方法は木理を其中心に到る迄斧を以て試み次で鑿を以て深く削るなり。若し腦油ある場合には油は滲み出で油は竹筒に採取せられ又結晶ある場合は切倒さるゝなり。

其昔に於て樟木は其脚下に於て動物或は奴隸が犠牲として供せらるゝに非ざれば樟腦を出ださざるものなりと考へられたり。然れども現在の如く開化したる時代に於ても履行せらるべき多くの接近禁制あり。出發以前に樵夫の一體は他村の鐘聲を聞かず又自らも鳴らさざるものにして出發以前には油を使用せず又旅に油、鏡及び針をも携帯せず。其採集旅行中は入浴は禁止せらるれども、樵夫は水を被るも乾すことを敢てせず。各人は各人の食事の用意をなし、或る種類の食物を避け然して神聖なる「樟腦語」にて語らざるべからず。然して馬來語にて Kapas と稱

するは樟腦を指すものなれ共此場合に此語を使用するを得ず、或は之と同類語も使用するを得ず。但此のみに非ずして眞に樟木を探さんと欲すれば完全なる静寂を必要とするものなり、何となれば一言雙句を放つものあれば結果は變じて油となり或は樹木其自身さへも姿を失ふことあり。古代の規約は非常に嚴重にして土人の慣習に従へば、暴動の罪は死に由つて償はるべきなり。又其發見物の一々は樟腦の神に献上さるべきものなり、殆ら良心を有する小學兒童が鳥の卵を取る際に唯一つの卵を巢中に殘し置くと同様に、斯くすれば樟腦の精は次に求むる樟木の在處を教示するものなりと考へらる。樟木切斷されて樟腦發見せらるゝ場合には、その切斷面の上部九時及下部九時は發見者の權利に屬するものなり。然して其殘りは二分さる一は發見者に、残りは團體會員に平等に分配さる。(此項未完)

□タンジヨン・ブリオに於ける錫熔鑛事業計畫

或方面よりの報道によれば、バタビヤのタンジヨン・ブリオに錫製煉事業を起さんとして目下其の準備中である由。大體の計畫は之を私營會社の事業として、商業的競争に於て各方面の原鑛を爪哇へ引きつける計畫なりと。因に、目下バンカ錫の五分の一、及ピリトン錫の全部は製煉のために馬來へ行くのである。(二四一一〇新嘉坡商標陳列館第五十五號)

□日本對各國別機械類輸入率表 (百分率)

年次	英	吉	利	亞	米	利	加	獨	逸	其	他	諸	國
一九〇〇年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇一年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇二年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇三年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇四年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇五年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇六年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇七年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇八年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九〇九年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九一〇年	六八七	一八八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

(カマース・リポーツ一月十二日)